

令和6年第1回定例会招集会議

中之条町議会会議録

令和6年1月16日 開会

令和6年1月16日 散会

中之条町議会

令和6年第1回中之条町議会定例会 招集会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令 6 年 1 月 16 日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開会 日時	開会	令6年1月16日午前9時30分						
	散会	令6年1月16日午後10時01分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	2番 福田 公雄		3番 山本 修		4番 割田三喜男			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	剣持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和6年1月16日午前9時30分開会)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 宿 花まめ及び中之条町高齢者センター指定管理者の指定について
議案第 2号 六合の郷しらすな指定管理者の指定について
議案第 3号 中之条町観光物産センター指定管理者の指定について
議案第 4号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」指定管理者の指定について
議案第 5号 田代原ザゼンソウ公園指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 6号 人権擁護委員の推薦について
- 第 5 議案第 7号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について



◎ 開会前のあいさつ

○議長（安原賢一）みなさん、明けましておめでとうございます。

本日、ここに令和6年第1回中之条町議会定例会が招集されましたが、議員各位には、早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新たな年が始まって、元日からの能登半島での大地震や、羽田空港での航空機衝突事故が発生をいたしました。波乱の幕開けということになってしまいました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げ、そして、地震や事故で亡くなられた皆さまに心から哀悼の意を表したいと思います。被災地では現在も懸命な救助活動が行われています。震災から2週間以上たった今でも安否が確認できない方がおります。一日でも早く救出されることを心から願っています。そして、被災地域の日も早い復興をお祈りいたします。

そんな中、議員、執行部各位におかれましては、厳かに新年を迎えられたことと思います。

旧年中は、議会運営及び議員活動に積極的にご協力いただきました。また、執行部各位には町政推進に努力頂きましたことに感謝申し上げます。

本年も昨年と同様、それぞれの立場で町民福祉の増進のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本年が、当町にとって、また、町民の皆様方にとって、安心して明るい年となりますよう祈念いたしますと共に、議会も一丸となって、これらの実現のために専心努力して参りたいと考えますので、各位にはご協力賜りますようお願い申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

最初に、町長からは「指名競争入札執行報告書」が、監査委員から「例月出納検査報告書」が提出され、事務局にありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

今期定例会招集会議には、指定管理者の指定などの議案の提出が予定されています。慎重審議のうえ、適切な議決をお願い致します。

この際、町長からご挨拶願います。 町長

○町長（外丸茂樹）みなさんおはようございます。

今年に入って初めての雪ということで、たいへん足元の悪い中、ご出席をいただき大変ありがとうございます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。

本日は、1月定例会議を開催させていただいたところ、議員の皆様におかれましては、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、消防団出初式に始まり、はたちを祝う会にご出席いただき誠にありがとうございました。

さて、年末に高山村で発生した鳥インフルエンザの対応として職員派遣を行い、9日に防疫措置が終了いたしました。

また、元日に発生しました能登半島地震では、被災された多くの皆様にお見舞い申し上げるとともに、また、お亡くなりになられた方々にはお悔やみを申し上げる次第でございます。町では、募金を始め、昨日、第1回目の送金約70万円を日本赤十字社に送金し、支援を実施させていただいております。なお、議会からも募金をいただき大変ありがとうございました。

なかなか物価高騰の波が好転する見通しは立ちませんが、町民に寄り添い、健やかに安心して暮らせるように、オール中之条を合い言葉に町政を運営して参りますので、引き続きご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本年が良い年になりますようご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

さて、本日の提案議案につきましては、指定管理者の指定に関する5議案、人権擁護委員の推薦など合計7議案でございます。

慎重審議を賜り、ご議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

○ 〇
◎ 開議(午前9時36分)

○議長（安原賢一）ただいまの出席議員は15名です。

これより令和6年中之条町議会第1回定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番 福田公雄さん、3番 山本修さん、4番 割田三喜男さんを指名します。

○

◎ 会期の決定

○議長（安原賢一）日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの339日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの339日間と決定しました。

なお、招集会議の審議期間は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、審議期間は本日1日限りと決定しました。

○

◎ 議案第 1号 宿 花まめ及び中之条町高齢者センター指定管理者の指定について

◎ 議案第 2号 六合の郷しらすな指定管理者の指定について

◎ 議案第 3号 中之条町観光物産センター指定管理者の指定について

◎ 議案第 4号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」指定管理者の指定について

◎ 議案第 5号 田代原ザゼンソウ公園指定管理者の指定について

（提案説明、質疑、採決）

○議長（安原賢一）日程第3、議案第1号から議案第5号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは日程に従いまして、議案第1号から議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 宿 花まめ及び中之条町高齢者センター指定管理者の指定について申し上げます。

宿 花まめ及び中之条町高齢者センターにつきましては、平成26年4月1日より、株式会社カナイに指定管理者として施設管理をお願いしておりましたが、令和6年3月31日で指定期間が満了と

なり、指定管理者の更新を希望されないことから、新たな指定管理者を公募いたしました。

今回、1社から指定管理者の指定申請があり、中之条町指定管理者選定委員会の意見を尊重し、星ヶ岡山荘有限会社に、令和6年4月1日から3年間、指定管理者に指定したいものでございます。

続きまして、議案第2号 六合の郷しらすな指定管理者の指定について申し上げます。

六合の郷しらすなにつきましても、平成26年4月1日より、株式会社カナイに指定管理者として施設管理をお願いしておりましたが、令和6年3月31日で指定期間が満了となり、指定管理者の更新を希望されないことから、新たな指定管理者を公募いたしました。

今回、1社から指定管理者の指定申請があり、中之条町指定管理者選定委員会の意見を尊重し、合同会社この指とまれに、令和6年4月1日から3年間、指定管理者に指定したいものであります。

次に、議案第3号 中之条町観光物産センター指定管理者の指定について申し上げます。

中之条町観光物産センターにつきましては、令和4年10月1日より、株式会社Aコープ東日本に指定管理者として施設管理をお願いしておりましたが、令和6年3月31日で指定期間が満了となり、指定管理者の更新を希望されないことから、新たな指定管理者を公募いたしました。

今回、2社から指定管理者指定申請があり、中之条町指定管理者選定委員会の意見を尊重し、合同会社この指とまれに、令和6年4月1日から3年間、指定管理者に指定したいものでございます。

続きまして、議案第4号 中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」指定管理者の指定について申し上げます。

中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」につきましては、指定管理者制度を導入し、平成21年4月1日より赤岩水車小屋管理組合と施設管理に関する協定を締結しておりますが、令和6年3月31日で指定期間が満了となります。

地域に密着したコミュニティ施設は、地区に管理をお願いすることにより、地域づくりにおいてより効果が得られるものであり、赤岩水車小屋管理組合は、施設管理業務の実施に求められる公共性を十分理解されており、これまでの管理運営実績等を踏まえ、中之条町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号に規定する特例選定により、引き続き赤岩水車小屋管理組合に、令和6年4月1日から5年間、指定管理者に指定したいものであります。

次に、議案第5号 田代原ザゼンソウ公園指定管理者の指定について申し上げます。

田代原ザゼンソウ公園につきましては、指定管理者制度を導入し、平成22年3月25日より田代原環境保全協議会と施設管理に関する協定を締結しておりますが、令和6年3月31日で指定期間が満了となります。

地区内の組織に管理をお願いすることにより、地域づくりにおいてより効果が得られるものであり、田代原環境保全協議会は、施設管理業務の実施に求められる公共性を十分理解されており、これまでの管理運営実績等を踏まえ、中之条町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号に規定する特例選定により、引き続き田代原環境保全協議会に、令和6年4月1日

から5年間、指定管理者に指定したいものであります。

ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。 1番 原沢さん。

○6番（原沢香司）議案第1号、2号、3号に係わって質問させていただきます。

こちら道の駅六合に存在する施設なのですけれども、だいぶ老朽化も進んできていて、1号に係わる「宿 花まめ」なんかは、お湯の量が足りなくて露天風呂が使えないという状況があると聞いております。新しい指定管理を受けていただくに当たり、この施設に対しての、ある程度、老朽化した部分の改修でありますとか、そのあたりは行う予定はあるのでしょうか。

よろしくおねがいします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）花まめの施設のほうでよろしいでしょうか。

花まめの施設につきましては、新たに指定管理者が議決いただければ、星ヶ岡山荘有限会社のほうでお世話になる予定なのですが、町と業者のほうで施設を見まして、できるところは町の方も支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）いいですか。

9番 富沢さん

○9番（富沢重典）議案の1、2、3の指定管理なのですけれども。1号については、10年ほど前まではお金を払って指定管理をお願いしていて、この3月31日まで指定管理をお願いしているところからは逆にお金をいただいていると思うのですけれども。そういう指定管理の契約みたいなものを説明していただかないと、お金を払うのだから、払もらうのだから全く理解できないのですけれども。

よろしくおねがいします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）それでは、議案第1号の案件につきましては、月10万円を施設使用料として納入していただく予定で募集しております。また、議案第2号関係につきましては、施設使用料としまして月2万円を町に納入していただく予定になっております。第3号の物産センターにつきましては、使用料は無料とする予定です。

○議長（安原賢一）9番 富沢さん

○9番（富沢重典）今までの比較、説明していただけますか。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）今までは、株式会社カナイのほうで管理していただいていた時には、宿花まめ、応徳温泉くつろぎの湯、六合の郷しらすな、3つの案件をまとめて、使用料としまして10万

円をいただいております。今回はしらすな、食堂の方ですね、こちら施設を分けまして、宿の方は10万円、食堂の方は2万円ということになります。

以上です。

(「物産センターは」の声)

○議長(安原賢一) 六合振興課長

○六合振興課長(山本俊之) 議案第3号の関係につきましては、令和4年10月からあがつま農協の譲渡によりましてAコープ東日本の方にやっていただいておりますが、こちらの時は、収入および支出において損失が生じた場合、電気、水道料、LPガス及び灯油の方の費用の1/2を町の方で持たせていただきました。

○議長(安原賢一) 六合振興課長

○六合振興課長(山本俊之) すいません。今回の契約からそちらの方ではありません。

○議長(安原賢一) 9番 富沢さん

○9番(富沢重典) 3号については、よく分かったのですが、1号、2号で、比較で、町の収入として上がるのか下がるのか、もう一回説明してくれます。ちょっと聞き取れなかったのです。

○議長(安原賢一) 六合振興課長

○六合振興課長(山本俊之) 1号、花まめ、くつろぎの湯につきましては月10万円の年間120万円となります。今までは、花まめ、くつろぎの湯、2号のしらすな、合わせて年間120万円でしたので、今回、2号の月2万円の12カ月、24万円分が増加となります。

○議長(安原賢一) いいですか。

ほかにございませんか。6番佐藤さん

○6番(佐藤力也) 関連の質問ということでよろしくお願いたします。

指定管理ということで、議案第2号、3号の指定される団体ということで、合同会社この指とまれという会社、代表、社長ですけれども、富沢晃太様ということで、契約されるということなのですけれども。自分なりにこの会社を調べさせていただきましたところ、間違っていたら指摘していただければと思うのですが、2022年の10月25日に会社の設立ということで、まだ1年3ヶ月ほどしか経っていない会社なのかなというふうに考えております。事業内容が、なかなか調べて出てくるのが大変だったので、JR高崎駅とかで「BOKUくま」というベビーカステラとかを展開している事業者さんなのかなというところで、住所から入っていったのですけれども。そういったところで、この会社が、新規で1年3カ月余りの会社というところで、そういった事業形態の中、こういった六合の郷しらすなといったところの経営という部分をやっているかどうかというご判断を、選定委員会のほうに伝えたいと思うのですけれども。ネット等で調べると、なかなか代表者名まで出てこなくて、今回この議案で初めて代表者が富沢晃太さんだということが分かったというくらいのところなのですが。富沢晃太さん個人で調べると、お笑い芸人のサンドウィッチマンの方

がそこに当たるみたいなきょうが出てきて、なかなかこの人がその人だったらいいなと思ったのですが、たぶん違ふと思うので、あれなんです。まず、会社の基本情報というところで、業務実績だったり、資本金、社員数、そういったところの情報というのをどういうふうにと町として把握されているのか。また、社長の富沢様が町との関わりがどのくらいあるのか、そういったところが多分選定の材料になったのかなと思うのですが、そのへんは、もし情報としてご提示していただければありがたいかなと思うのですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）それでは、佐藤議員の質問にお答えします。

今回の指定管理者の指定に当たりまして、指定申請書というのを提出していただいております。その中に会社の事業計画書及び収支予算書、また団体経営状況を証明する登記関係の書類とか、役員名簿、定款、または寄付行為の写し等の関連資料を提出いただいております。合同会社この指とまれば、令和4年10月に設立された代表役員5名による合同会社となっております。現在の主な業務は和風レストランや食肉の製造販売、魚料理の仕出し、キッチンカー運営などであり、実績ある多業種の会社経営者を役員とする合同会社であり、会社の多彩な業務とノウハウを結集して業務に当たり、地元と一体化し、地元の人に愛される施設運営を目指していきたいということで応募いただいております。資本金は100万円で、従業員は5名となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）6番佐藤さん

いいですか。副町長お願ひします。

○副町長（篠原良春）こちらの合同会社なのですけれども、設立は最近なんです、それが草津町ですとか前橋市とかという会社、株式会社とか有限会社の集まって合同会社、4社ですね。ということなので、それぞれの会社についてはそれぞれ実績があつて、先ほど支所長の方から申し上げましたとおり、販売実績ですとか、売り上げ、仕出しですとか、そういった実績があるので、今回のしらすなと観光物産センターについては、その業務については町の方針と異なる所はないということとで決定をさせていただいたところとです。

○議長（安原賢一）6番佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございました。全く情報がなかったとて、今の説明を聞いてちょっと安心しました。ありがとうございました。以上とです。

○議長（安原賢一）ほかにございませつか。

（発言する者なし）

○議長（安原賢一）別段ないようとですので、質疑を終結とします。

お諮りとします。

本日の議案の採決は、起立により行いますが、ご異議ございませつか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 「異議なし」と認め、直ちに採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号「宿 花まめ及び中之条町高齢者センター指定管理者の指定について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「六合の郷しらすな指定管理者の指定について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案の通り可決されました。

次に、議案第3号「中之条町観光物産センター指定管理者の指定について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「中之条町コミュニティ施設「赤岩の里」指定管理者の指定について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案の通り可決されました。

次に、議案第5号「田代原ザゼンソウ公園指定管理者の指定について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案の通り可決されました。

○

◎ 議案第 6号 人権擁護委員の推薦について

(提案説明、質疑、採決)

○議長（安原賢一）日程第4 議案第6号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第6号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権侵害に関する事件や問題が年々増加する中、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として、日々町民からの人権に関する相談をはじめ、人権尊重意識を育てる活動を実践していただいているところでございます。

現在、中之条町では7名の人権擁護委員さんにご活躍いただいておりますが、そのうち3名の委員が令和6年6月30日に任期満了となります。

12月定例会議において、2名につきましてご議決をいただいておりますが、残りの1名について、再任の了承が得られましたので、上沢渡在住の黒岩 孝一氏を、推薦させていただきたいものであります。

高い識見と人望を有する方であり人権擁護委員として適任であると考えております。

任期につきましては、法務大臣が委嘱する日から3年間となります。

ご審議いただきご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第6号「人権擁護委員の推薦について」採決します。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 7号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

（提案説明、質疑、採決）

○議長（安原賢一）日程第5 議案第7号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長

○町長（外丸茂樹）議案第7号 「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議」につきまして、説明を申し上げます。

効率的な公平委員会を運営するために、令和2年度から群馬県内の市町村、一部事務組及び広域連合などの関係団体において、公平委員会を共同設置しておりますが、令和6年度から富岡市及び榛東村の加入とあわせて、負担金の算出方法の改正を行うために、規約の変更について議会の議決をお願いしたいものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第7号「群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」採決します。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

○

◎散会

○議長（安原賢一）これをもって、令和6年中之条町議会第1回定例会招集会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前10時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 福田 公雄

中之条町議会議員 山本 修

中之条町議会議員 割田三喜男